

管 発 第 5 9 9 号
平成11年1月20日

土 木 部 各 課 長
各土木建築（土木）事務所長
浜田河川総合開発事務所長
高 速 道 路 事 務 所 長
隠 岐 空 港 建 設 事 務 所 長
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長
宍 道 湖 東 部 浄 化 セ ン タ ー 所 長
宍 道 湖 西 部 浄 化 セ ン タ ー 所 長

様

土 木 部 長
（ 管 理 課 ）

債務負担行為付工事の前金払の取扱いについて（通知）

このことについては、平成6年2月15日付け管発第568号土木部長通知により、3月に契約を締結した場合に限り契約を締結した年度において、請負代金額に対して前金払ができることとしておりますが、今後は、下記のとおり1月から3月に契約を締結した工事について同様の前金払ができることとしますので、適切に事務処理されるようお願いいたします。

なお、この取扱いについては出納長協議済ですので申し添えます。

記

1. 対象工事

2か年にわたる債務負担行為付工事で、1月から3月に契約を締結し、当該年度において部分払を行わない場合には、その年度の予算の範囲内で支払いができる場合に限り、契約締結の年度において請負代金額に対して前金払ができることとする。

2. 契約書

約款中、債務負担行為に係る契約の特則は別紙のとおりとする。

(別紙)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為（以下「債務負担」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

年度 円

年度 円

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 0回

年度 回

3号削り余

第40条第2項及び第3項削り余

第41条削り余

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 債務負担行為（以下「債務負担」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払限度額（以下支払限度額という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

~~2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。~~

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担に係る契約の前金払の特則)

第41条 債務負担に係る契約の前金払については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨の設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、乙は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、~~その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証~~

第42条第1項及び第2項削除
文字削除/字挿入

期限を延長するものとする。この場合においては、~~第36条第3項の規定を準用する。~~

~~(債務負担に係る契約の部分払の特則)~~

第42条 債務負担に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}

~~× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額~~

~~2~~
3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	0	回
年 度		回
年 度		回

(第三者による代理受領)

第43条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 乙は、甲が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第45条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。